

## ＜此花区生涯学習推進員要綱＞

### （目的）

第1条 この要綱は、此花区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （任務）

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- （1）生涯学習ルーム事業の支援
- （2）生涯学習に関する情報誌の発行
- （3）此花区生涯学習の成果発表の場づくり
- （4）生涯学習推進のための区民協働への協力
- （5）区内における生涯学習の相談、情報収集・提供及び啓発
- （6）生涯学習に関する会議や研修等への参加

### （委嘱予定者の推薦）

第3条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

### （細則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、此花区長が定める。

（附則）この要綱は平成26年4月1日から施行する。